

流山市農業委員会
令和4年第4回
総会議事録

令和4年4月11日招集

流山市農業委員会

流山市農業委員会令和4年第4回総会議事録

- 1 期 日 令和4年4月11日(月)
- 2 場 所 流山市役所305会議室
- 3 議 長 名 水代 啓司
- 4 署名委員 11番 山崎 日出男
1番 矢口 優子
- 5 出席農業委員(委員12名)

1番 矢口 優子	2番 池田 操代
3番 金子 文雄	4番 鈴木 亨
5番 金子 孝博	6番 中嶋 清
7番 小菅 康男	8番 染谷 一嘉
9番 石井 保	10番 岡田 長政
11番 山崎 日出男	12番 水代 啓司
- 6 欠席農業委員(委員0名)
- 7 出席農地利用最適化推進委員(委員4名)

1地区 藍川 治助	2地区 小林 常男
1地区 染谷 文夫	2地区 森田 元彦
- 8 欠席農地利用最適化推進委員(委員0名)
- 9 書記名 主事 小田 嵩
- 10 事務局 事務局長 恩田 一成
事務局次長 染谷 晃
事務局主査 野口 翔子
会計年度任用職員 斉藤 恒夫
- 11 会議目次
 - (1) 議案第10号 農業委員会事務局職員の任免について…………… 1
 - (2) 議案第11号 農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)…………… 2
 - (3) 議案第12号 農用地利用集積計画の決定について…………… 4
 - (4) 議案第13号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について・ 7
 - (5) 議案第14号 農地所有適格法人報告書の提出について…………… 8
 - (6) 報告第10号 転用許可に伴う工事完了の報告について…………… 10
 - (7) 報告第11号 専決処理の報告について…………… 11

▲開会 午後3時1分

○水代会長 それでは、ただ今から令和4年第4回流山市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまのところ出席委員は12名中12名で定足数に達しておりますので、会議は成立していることを御報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員より4名出席していることを御報告いたします。

次に、本日の総会の議事録署名委員の指名を行います。

流山市農業委員会会議規則第14条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

11番 山崎委員、1番 矢口委員を指名いたします。

次に、会議書記の指名を行います。

本日の書記として、小田主事を任命いたします。

次に、本日の総会の議案につきまして、事務局より説明をお願いします。

染谷次長。

◎染谷次長 お手元に配布させていただきました議案書を2枚めくっていただき、この議案書の「会議目次」をご覧ください。

本日、御審議いただく案件につきましては、議案第10号「農業委員会事務局職員の任免について」から議案第14号「農地所有適格法人報告書の提出について」までの5議案についてご審議いただきたいと思います。

また、報告事項といたしましては、報告第10号「転用許可に伴う工事完了の報告について」から報告第11号「専決処理の報告について」を報告させていただきます。

御説明は、以上です。

よろしくお願ひ申し上げます。

○水代会長 ただいまの説明について、何か御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 なしと認めます。

○水代会長 これより議事に入ります。

議案第10号「農業委員会事務局職員の任免について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の1ページをご覧ください。

議案第10号

農業委員会事務局職員の任免について

農業委員会等に関する法律第26条第3項の規定により、農業委員会事務局の職員を次のとおり任免するものとする。

令和4年4月11日提出

本案につきましては、令和4年4月1日付けの人事異動によりまして、農業委員会事務局職員の異動があることから、承認を求めるものであります。

転出する者ですが、農業委員会事務局副主査 齊藤 恒夫 につきましては再任用終了によるものであります。

次に、転入する者ですが、農業委員会事務局主査に 野口 翔子 であります。

旧所属は健康福祉部障害者支援課 主任主事です。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 以上をもって、議案の説明が終わりました。

本案については、4月1日付けの人事異動に伴うものです。

本案について、原案のとおり任免することに御異議ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり任免することに決定いたしました。

それでは、お二人から御挨拶をいただきたいと思えます。

(野口主査、齊藤副主査 挨拶)

○水代会長 どうもありがとうございました。

お二人のご活躍を御期待申し上げます。

○水代会長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の2ページをご覧ください。

議案第11号

農地法第5条の規定による許可申請について(恒久転用)

次のとおり、許可申請があったので審議を求める。

令和4年4月11日提出

今月の申請は1件です。

権利者は、柏市若柴に本店を置く株式会社です。

申請がありました土地は、平方の畑2筆 転用合計面積1,131平方メートルです。

権利の種類は、賃貸借権の設定で転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

この申請地の案内図と計画図につきましては、議案案内図の1ページと2ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第11号「農地法第5条の規定による許可申請(恒久転用)について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案については、現地調査と権利者及びその関係者からのヒアリングを行い審議いたしました。

申請地につきまして、前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線江戸川台駅の西約1.3キロメートルに位置し、周囲は小規模な畑と住宅が混在している地域です。

そのため、『農業公共投資の対象となっていない規模が10ヘクタール未満の土地』として、第2種農地と判断いたしました。

権利の種類は、賃借権の設定で、転用目的は駐車場を整備しようとするものです。

権利者は、柏市若柴に本店を置く株式会社で、平成25年に設立されており、事業内容は倉庫業及び運送業です。

申請理由について御説明いたします。

権利者は、現在、平方の物流施設内に営業所を構えております。

今後、業務を拡大し車両を増台する計画とのことですが、施設内で借りている駐車場では不足することから近隣で用地を求めていたところ、地権者から協力が得られたため、今回、申請がなされたものです。

次に、前方の土地利用計画図で事業計画の概要について御説明いたします。

全体を砕石舗装、出入り口はアスファルト舗装とし、大型トラック5台、4トントラック6台、2トントラック4台、従業員用の乗用車6台の計21台分の駐車場を整備する計画です。

土砂等の流出対策については、隣接地との境界にコンクリートブロックによる土留めを設置し流出を防ぐ計画です。

また、排水対策については、雨水は自然浸透処理とする計画で、汚水及び雑排水は発生しないとのことでした。

次に、申請地の現況につきましては、写真のとおりで、申請地周辺につきましては、北側と東側の一部が畑、西側が駐車場、南側が道路となっています。

次に、資金計画ですが、整備費が935万円となっており、これに伴う資金については全額自己資金で賄うとのことで、金融機関発行の残高証明書が添付されています。

次に、他法令につきましては該当ありません。

以上、権利者及び申請関係者からのヒアリングや現地調査を基に農地法第5条の許可基準である「立地基準」や申請目的実現の確実性、周辺農地への影響、資金力、他法令の許可の見込みなどの「一般基準」に基づき審査を行ったところ、本案については許可基準に適合していると認められたため、許可相当という結論に達しま

した。

報告は、以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番(山崎委員) この駐車場の出入り口は敷地南側の前面道路を使用すると思
います。

そこを左折して旧県道に向かうと道路幅員が狭く湾曲する道路です。

一方、右折して物流施設側(現県道方面)に向かうと道路幅員が広い道路です。

車両の通行に関しては、どういう計画になっているのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) 大型車両の駐車場への出入りは、物流施設側からの進入と出
入りを計画していると聞いております。ですから、御質問については駐車場からは右
折利用となります。

但し、従業員の乗用車については、旧県道側を使うこともあると聞いております。

◆第11番(山崎委員) わかりました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

私から、一点お聞きします。

この駐車場を出て左折すると、道路幅員が狭いですが、大型車通行禁止ですか。

◎事務局(染谷次長) 交通規制はかかっていません。

○水代会長 ほかに御質問はございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第11号について、許可することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第11号については、許可することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」を議題といた
します。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の3ページをお開きください。

議案第12号

農用地利用集積計画の決定について

次のとおり、農用地利用集積計画案について審議を求める。

令和4年4月11日提出

今月の申請は新規が6件、更新が1件です。

議案の1番の権利者は、流山市中野久木にお住まいの方で職業は農業です。

対象となる農地は、西深井の田 5筆 合計面積2,274平方メートルです。

利用権の設定期間は、新規により3年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の2番から4番および7番は権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市西深井に本店を置く法人です。

対象となる農地は、西深井の畑7筆 合計面積5,868平方メートルです。

利用権の設定期間は、2番が新規により6年間、3番と4番が新規により3年間、7番が更新により6年間で、権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、3ページと4ページにございますので併せて御参照ください。

次に、議案の5番と6番は、権利者が同一のため一括して御説明いたします。

権利者は、流山市松ヶ丘5丁目に本店を置く法人です。

対象となる農地は、名都借の畑2筆 合計面積3,050平方メートルです。

利用権の設定期間は、5番が新規により3年間、6番が新規により10年間で権利の種類は賃貸借です。

本件の議案案内図につきましては、5ページにございますので併せて御参照ください。

今月の農用地利用集積は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

鈴木副委員長。

◎鈴木副委員長 本案については、石井委員長に関連する案件が含まれるため私から御報告申し上げます。

議案第12号「農用地利用集積計画の決定について」御報告いたします。

今月の案件は、新規が6件、更新が1件です。

はじめに、1番ですが、本件については新たに3年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者の職業は、農業で年齢は75歳です。

農業従事者は、2名で農業従事日数は250日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、2番から4番および7番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。

2番は新たに6年間、3番と4番は新たに3年間、7番は引き続き6年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、西深井に本店を置く農地所有適格法人です。

農業従事者は、4名で農業従事日数は220日です。

申請地につきましては、写真のとおり耕起済みの状態でした。

次に、5番と6番は、権利者が同一のため一括して報告いたします。

5番は新たに3年間、6番は新たに10年間の利用権を設定しようとするものです。

権利者は、市内で新たに農業経営を開始するために設立された松ヶ丘5丁目に本店を置く法人です。

なお、新たに法人として農地を借りて経営を開始することから、小委員会でヒアリングを実施し、農業技術の習得状況や機械の保有状況、営農計画等の聞き取りを行っています。

また、定款等の提出により、農地所有適格法人の要件に適合しているかを確認しております。

農業従事者は、1名で農業従事日数は200日以上を見込んでいます。

申請地につきましては、写真のとおり遊休地となっておりますが、整地等により作付け可能な状態に復元する計画とのことです。

以上のことをもとに審議しましたところ、計画要請の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件をいずれも満たしております。

よって、本案につきましては、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。報告は、以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

なお、本案の1番については、石井委員に関係する案件でありますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、関係委員の退席を願い審議いたします。

石井委員の退席を求めます。

(午後3時22分 石井委員退席)

○水代会長 これより、本案の1番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の1番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の1番については、承認することに決定いたしました。

石井委員の除斥を解きます。

(午後3時23分 石井委員入室)

○水代会長 これより、本案の2番から7番に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

私から一点お聞きします。

7番に関してですが、ここは田ですか。畑ですか。

◎事務局(染谷次長) こちらは畑です。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第12号の2番から7番について、承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第12号の2番から7番については、承認することに決定いたしました。ありがとうございました。

○水代会長 続いて、議案第13号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の8ページをお開きください。

議案第13号

生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

生産緑地法に係る買取り申出に伴う農業の主たる従事者の証明事務の処理に関する規程に基づく証明願を次のとおりとする。

令和4年4月11日提出

今月の願い出は、1件です。

申請者は、流山市西深井にお住いの方です。

申請地は、西深井の畑1筆 面積535平方メートルです。

次に、買取り申出事由の生じた方につきましては、申請者の母でその方の死亡を原因に「農業の主たる従事者についての証明願」の提出があったものでございます。

議案案内図につきましては、6ページにございますので併せて御参照ください。

御説明は、以上です。

よろしく願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第13号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」御報告いたします。

今月の案件は、1件です。

本案につきましても現地調査と申請関係者からのヒアリングを行っております。

はじめに、申請地につきまして前方の地図で御説明いたします。

申請地は、東武線運河駅の西約300メートルに位置している土地であります。

買取申出事由の生じた方につきましては、申請者の母です。

従事日数は、生前は年間300日程度農業に従事していたということです。

しかし、この方が昨年8月に亡くなり、農業経営の中心となる方が不在となったことにより、全ての農地を耕作することが不可能となったため、相続人である申請者より証明願の申請がなされたものです。

申請地については、写真のとおり休耕の状態でした。

なお、この方については、他にも生産緑地を所有していたため、今後、同じ方の死亡を理由としての主たる従事者の証明はできない旨申し伝えました。

以上のことを基に審議したところ、本案については買取申出事由の生じた方が亡くなる前は、農業経営の中心として従事しており、その方が死亡したことにより、農業経営が不可能になったと客観的に認められることから、全会一致をもって証明相当という結論に達しました。

報告は、以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

◆第11番(山崎委員) この申請地ですが、土地の一部となっておりますが、どうして一部だったのでしょうか。

◎事務局(染谷次長) こちらの申請者の方は、この生産緑地以外にも農地が複数筆残ってまして、今回の残農地と併せて家族で耕作していこうと考えていらっしゃいます。

◆第11番(山崎委員) わかりました。

○水代会長 ほかに御質問ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第13号について、証明することに賛成の方は挙手をお願いします。

挙手、全員であります。

よって、議案第13号については証明することに決定いたしました。

ありがとうございました。

○水代会長 次に、議案第14号「農地所有適格法人報告書の提出について」を議題といたします。

議案の説明を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の9ページをお開きください。

議案第14号

農地所有適格法人報告書の提出について

農地法第6条第1項の規定による報告が次のとおりあったので、意見を求める。

令和4年4月11日提出

農地所有適格法人につきましては、事業年度の終了後3か月以内に、毎年、農地所有適格法人報告書を農業委員会に提出しなければならないと規定されておりますことから報告書の提出があったものであります。

報告のあった法人は、流山市深井新田の法人です。

事業年度は、令和3年1月1日から令和3年12月31日までの1年間です。

皆様のお手元の様式例第5号の3「農地所有適格法人要件確認書」という資料をご覧ください。

これは、法人から提出があった報告書をもとに、農地所有適格法人要件確認書を作成しております。

確認書の表に、令和4年2月21日と書かれている欄が、今回、報告のあった箇所ですのでこの欄を縦にご覧ください。

経営面積は、0.4ヘクタールです。

法人形態は、非公開の株式会社です。

事業の種類は、農産物の生産・販売および農作業等の受託です。

売上高は、全体の半分以上が農業に関する売り上げで占めておりました。

構成員は、農業の常時従事者が法人の構成員です。

また、業務執行役員は、過半数の役員が農業に常時150日以上従事することになっており、当該法人の役員は1名であり、従事日数は201日で常時従事しておりました。

以上のことから、農地所有適格法人としての必要な要件はそれぞれ備えていますので適とさせていただきます。

当該法人の農地の位置図は、議案案内図の7ページから9ページになります。

御説明は、以上です。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

○水代会長 本案について、担当委員会から審議結果について報告を求めます。

石井委員長。

◎石井委員長 議案第14号「農地所有適格法人報告書の提出について」御報告いたします。

本案については、配付資料の農地所有適格法人要件確認書に基づき審査を行いました。

その結果、農地所有適格法人の要件としては、法人形態要件、事業要件、構成員要件、議決権要件、業務執行権要件について、いずれの要件にも適合していることを確認したため、全会一致をもって承認相当という結論に達しました。

報告は以上です。

よろしく御審議をお願いいたします。

○水代会長 ありがとうございます。

これより、本案に対する質疑に入ります。

質疑をお持ちの方は、挙手をお願いいたします。

質疑ございませんか。

(なしの声あり)

○水代会長 質疑なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第14号について、原案のとおり承認することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

挙手、全員であります。

よって議案第14号については、原案のとおり承認することに決定いたしました。

ありがとうございます。

○水代会長 次に、報告第10号「転用許可に伴う工事完了の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の10ページをお開きください。

報告第10号

転用許可に伴う工事完了の報告について

農地転用許可に伴う工事完了を確認したので、報告する。

令和4年4月11日報告

今月の工事完了報告は1件です。

本件は、令和3年5月の総会で審議がなされ、令和3年7月12日付けで許可となった案件であります。

案内図および土地利用計画図については、議案案内図の10ページと11ページにございます。

本件につきましては、3月15日に山崎委員、小菅委員に現地を御確認いただきました。

また、現地確認した際の写真につきましては、スライドにしておりますので併せて御参照ください。

今月の転用許可に伴う工事完了報告は以上です。

よろしくをお願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。

(なしの声あり)

○水代会長 無いようですので、次に進みます。

○水代会長 次に、報告第11号「専決処理の報告について」報告を求めます。

染谷次長。

◎染谷次長 議案書の11ページをお開きください。

報告第11号

専決処理の報告について

流山市農業委員会事務局規程第7条第1項の規定により、次のとおり専決処理したので同条第2項の規定により報告する。

令和4年4月11日報告

最初に、1の農地法第4条第1項第8号の規定による届出について報告いたします。今月の農地法第4条の届出の報告は、3件 4筆 面積1,995平方メートルです。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

次に、2の農地法第5条第1項第7号の規定による届出です。

今月の農地法第5条の届出の報告は、17件 161筆 合計面積99,857.78平方メートルです。

添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により書類を受理いたしました。

続きまして、議案書の12ページをお開きください。

今月報告の農地法第4条・第5条届出の集計表を記載しております。

第4条の届出につきましては、住宅用地が3件です。

第5条の届出につきましては、マンションの区分所有を除く住宅用地が9件、マンションの区分所有が7件、その他の建物施設用地が1件の計17件です。

今月の専決処理のご報告は、以上です。

よろしく願いいたします。

○水代会長 ただいま報告がありましたが、御質問、御意見がございましたら承ります。
(なしの声あり)

○水代会長 特にないようですので、次に進みます。

○水代会長 以上をもって、本日の定例総会に付議されました案件は、すべて議了いたしました。

これをもって、令和4年第4回流山市農業委員会総会を終了いたします。

慎重審議をいただきありがとうございました。

△閉会 午後3時39分

この議事録は、真正であることを認めて署名する。

令和4年4月11日

流山市農業委員会長

水代啓司

流山市農業委員会委員

山崎 日出男

流山市農業委員会委員

矢口 優子